

# 食料・農業・農村政策審議会 第1回企画部会 議事録

日 時 : 平成13年12月19日(水) 10:00～12:00

場 所 : 三田共用会議所 第三特別会議室

## 開会

今村会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第1回企画部会を開催いたします。

私、会長の今村でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、年末ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。お礼申し上げます。

ご案内のとおり、今年の2月16日に開催されました第1回食料・農業・農村政策審議会におきまして、企画部会、施策部会及び統計部会の設置が了承されました。これらを受けまして、私の方でそれぞれの部会ごとの委員の構成を決めさせていただきました。少し時間がたちましたが、本日、企画部会の皆様にお集まりいただいた次第でございます。

なお、本部会のメンバーは、お手元の資料1としてお配りしてありますが、委員16名に専門委員5名を加えた計21名でございます。本日の出席の委員の皆様をこれから私から紹介させていただきますが、まず初めに、会長の今村でございます。よろしくお願いいたします。

それから、会長代理の八木委員です。それでは、以下、五十音順にご紹介させていただきます。最初に江頭委員でございます。黒河委員でございます。生源寺委員でございます。田島委員でございます。豊田委員でございます。浜委員でございます。日和佐委員でございます。増田委員でございます。森地委員でございます。山田委員でございます。

続きまして、本日ご出席の専門委員の皆様を五十音順にご紹介いたします。安土専門委員でございます。坂本専門委員でございます。

以上の委員の皆様が本日ご出席いただいておりますが、本日は、大堀委員、坂本委員、武内委員、丹羽委員、井上専門委員、四ノ宮専門委員及び虫明専門委員が所用によりご欠席となっております。

## 部会長互選

今村会長 そこで、まず、当部会は新メンバーになって初めての会合でございますので、当部会の部会長を選出していただく必要がございます。食料・農業・農村政策審議会令第7条第3項の規定により、部会長の選出は委員の互選によることとされており

ます。つきましては、部会長の選出について何かご意見がございましたら、どなたからでもご提案いただければと思います。江頭委員、どうぞ。

江頭委員 食料・農業・農村について幅広いご見識をおもちであり、この食料・農業・農村政策審議会の会長代理もされておられる八木委員にお願いしたらいかがと思いますが、いかがでしょうか。

今村会長 ありがとうございます。ただいま江頭委員から八木委員を部会長にというご推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異論がございませんので、皆さんの互選により八木委員が部会長に選出されました。それでは、八木委員、こちらの部会長席へお移りください。

それでは、ここで、八木部会長からごあいさつをいただきたいと思います。なお、これからは八木部会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 部会長挨拶

八木部会長 ただいま部会長に選任されました八木でございます。私にとりましては、大変大任で身の引き締まる思いでございます。本企画部会は、食料・農業・農村基本計画に関するさまざまな課題や施策につきまして、幅広い観点からご議論いただく大事な場でございます。皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、部会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、これから私の方で議事進行をさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、本日は第1回の会合ですので、今後のこの部会の取り組み方につきまして皆様にお諮りしたいと思います。

事務局の方で何かお考えございますでしょうか。

武本企画評価課長 農林水産省大臣官房企画評価課長の武本でございます。

この企画部会でご審議いただく事項でございますけれども、お手元に食料・農業・農村政策審議会議事規則という資料を配付させていただいているかと思うのでありますが、資料番号を振っていない縦書きの資料でございます。資料の一番下の方だと思います。食料・農業・農村政策審議会議事規則というものがございますけれども、これが当部会にも適用されるルールでございますが、これの5ページをご覧いただきたいと思います。食料・農業・農村政策審議会における部会の設置についてという文書がございますが、その第1条の表のところでございます。企画部会というところではありますが、「食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料・農業・農村基本計画の策定及び変更並びに推進に関するものを調査、審議する」ということでございます。この食料・農業・農村基本計画につきましては、平成12年3月に、その当時の企画部会の議を経まして策定し公表したところでございます。現在、農林水産省をはじめとする政府として、食料・農業・農村政策につきまして、この基本計画に即して具体的な施策を展開しているところになるわけであります。したがって、企画部会での審議事項につ

きましては、これに基づきまして、今後、ご論議をしていただくということになるかと思ひます。

まず、この基本計画でありますけれども、2010年（平成22年）を目標といたします今後10年程度先の目標を定めたものでございます。この基本計画の中では、食生活のありようを望ましい方向に転換していくといったようなことでありますとか、それを前提とした国内農業生産の努力目標でありますけれども、そういったものをこの基本計画は定めているところであります。その目標に到達するための基本的な施策の方向づけを基本計画がしているわけでありまして、そういった基本計画に即した施策展開を行うことにより、食料自給率の現状の40%の水準を45%まで引き上げていくというのがこの基本計画の概要になるわけでありまして、したがって、その目標に向けて、今現在やっておりますけれども、今後とも、この基本計画に即した施策展開について、節目節目に当部会を開催していただきまして、食料・農業・農村をめぐる情勢を含めて、私ども事務局からのご報告を申し上げ、委員の皆様方のご意見をちょうだいし、それを踏まえて施策の展開をしてまいりたいといったような運びにさせていただければと考えているところでございます。

八木部会長 事務局から説明がございましたが、私といたしましては、ただ今の案に従いまして、食料・農業・農村をめぐる諸情勢について適宜事務局から説明を聞くこととし、これを踏まえまして、しかるべき時期から基本計画の見直しの議論を始めることといたしたいと思ひます。また、その過程でもし委員の皆様方から議事の進め方についてご意見があれば、それらも踏まえて取り進めていくということにしたいと思ひます。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異論ないようでございますので、そのような形で進めさせていただきたいと思ひます。

#### 資料説明

八木部会長 それでは、本日の議題の4になります資料説明に入りたいと思ひます。皆様のお手元にお配りしてあります資料を、資料番号の順に事務局から説明を受けたいと思ひます。よろしくお願ひします。

武本企画評価課長 それでは、私からは、資料2の系列のものと資料3の系列のものを一括して説明申し上げたいと思ひます。

それでは、まず資料2 1というA3の大判でございますけれども、ご覧いただきたいと思ひます。この資料でございますが、タイトルは「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」というものでございます。この資料は、今年の8月30日に策定し、公表したものでございます。当面の農林水産施策の重点的な展開方向をとりまとめたものであるわけでありまして、この資料を策定する背景について、まずご説明申し上げたいと思ひます。

この資料の左側のところに、食料の安定供給の確保と、その下に多面的機能の発揮と

いうものがございます。その右側に、将来にわたる農業の持続的な発展というところと、農山漁村の新たな可能性を切り開くという部分があるかと思えます。食料・農業・農村基本法、それに基づく基本計画におきましては、4つの理念を明らかにしておきまして、第1番目が食料の安定供給の確保を図っていくということでありまして、第2番目が、多面的な機能の発揮を図っていくということでありまして、この2つの機能は、農業の持続的な発展を通じて実現していくということと、農業の持続的な発展を第3の柱に据えております。そのような農業の持続的な発展が可能になるためには、農村の新たな可能性を切り開く、つまりは、農業の基盤たる農村の振興を図っていく必要があるという理念の整理をしているところでございます。したがって、農林水産省といたしましては、食料・農業・農村政策の展開は、その4つの理念の実現に向けて展開していくことになるわけでありまして。

他方、今年の4月に現在の小泉政権が誕生したわけでありまして、小泉政権のもとでは、改革断行ということで、現下の経済社会情勢を踏まえて、構造改革を積極的に展開していくことといたしております。その構造改革についての基本的な理念を明らかにしたものがその資料の一番左側にございます、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針でございます。これは本年6月26日に閣議決定されたものでございます。

これは、経済社会全般にわたる指針、方針であるわけでありまして、その中に、農林水産業に関わる部分が4点ほど指摘されているわけでありまして。そこには、人の生命、健康に関わる良質な環境や水と食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティの確保。それから、意欲と能力のある経営体に施策を集中することなどにより食料自給率の向上等に向け、農林水産業の構造改革を推進するということ。第3点目が、都市と農山漁村の共生と対流等を通じた「美しい日本」の維持・創造ということ。第4点目が、政策目的に応じてハードからソフトへの政策手段の転換を図っていくといった事項があるわけでございます。これらの事項は、基本的な考え方、理念におきましては、食料・農業・農村基本法の4つの理念と一致するものでございます。したがって、今回、この基本方針が策定、決定されたということに伴いまして、昨年3月に策定いたしました基本計画について、これを見直す必要性はないだろうと思うわけでありまして。しかしながら、特に現下の経済情勢を踏まえて、構造改革を積極的に推進していくというのが政府全体の方針でございます。そういったことを踏まえまして、食料・農業・農村基本計画の中で、当面の施策の重点としましては、やはり農林水産業の構造改革といった点にウエートを置いていく必要があるのではないかというふうに考えております。

そのようなことを踏まえまして、基本法及び基本計画に即し、その中で特に当面の課題ともいえるべき農林水産業の構造改革を推進する上で重要と考えられます施策をとりまとめたものがこの資料という位置づけになるわけでありまして。

その重点的な施策の項目を10にとりまとめたものでございまして、真ん中のところをご覧いただきたいと思えますが、1番目が、創意工夫を生かした農業経営の展開を可能とする構造改革の推進ということといたしましては、我が国農業において最も構造改革が遅れております水田農業について、米政策の総合的かつ抜本的な

見直しを通じて、その改革を図っていく必要があるわけですので、そういったことを位置づけております。この関係につきましては、後ほど食糧庁から説明をさせていただきます。

第2の柱が、安全・安心で良質な食料の供給システムの構築による消費者の信頼確保ということでございまして、とりわけ、その中の最初でございます、「顔のみえる」関係の構築に向けた生産情報を食卓へ提供するシステムの構築ということを位置づけているところでございます。第1番目の柱が、構造改革を通じていわばコストダウンと申しましょうか、生産性の向上を図っていくという柱であるとするならば、第2の柱は、もちろんそれも必要なでありますけれども、やはり最終的には消費者の信頼と申しましょうか、支持を得るためには、生産、流通段階での情報が消費者に把握できるようにしていくようなシステムをつくり上げていく必要があるのではないかとこの観点のものでございます。この点につきましては、実は後ほどBSEの関係の説明がありますけれども、今般の牛海綿状脳症の発症に伴います国内産の肉牛に対する信頼といったものについて、著しく損なわれた部分があるわけですので、消費者からみて安心できるものを供給していく観点からも、このような顔のみえる関係の構築に努力していく必要があるという状況にあるわけでありまして。

第3番目が、構造転換に取り組む経営の価格変動リスクを軽減するセーフティーネットの整備でございます。第1、第2の柱は、市場原理をより十全に発揮していく中で、これを実現していく部分でございますけれども、とりわけ、農産物の場合には、農業への依存度が大きくなればなるほど、価格変動の経営面に及ぼす影響が大きくなってまいります。したがって、価格変動が大きくなればなるほど、いわば改革への取り組みをちゅうちょするといった事態も想定されるわけですので、1、2を進めていく上でも、セーフティーネットを張りかえていく必要があるのではないかとこのものでございます。

第4番目は、セーフガード暫定発動等に伴う生産・流通構造改革でございまして、野菜等3品目について、生産・流通構造改革を進めていく必要があるということでございます。

第5番目は、世界の食料安全保障への貢献ということで、とりわけ先般のドーハでの会議によりまして、新しい多角的交渉が開始されることになっていったわけでありまして。これは、今後の交渉の成り行きいかんによりましては、我が国農業、あるいは食生活そのものに対する大きな影響が出てくるわけでありまして、その方向性に対して十分な対応をしていく必要があるわけでありまして。

以上が構造改革関係でございまして、6番目、7番目は循環型社会の構築に向けた農山漁村の新たな可能性の創出ということでありまして。

第6番目が、多くの国民の願望を実現する「むらづくり」ということで、1から5番目が、どちらかといえば産業政策的な色合いの強い政策分野であるのに対しまして、第6番目は、いわゆる地域政策的な分野でございます。中身につきましては、後ほど農村振興局から説明をしようということになります。

第7番目は、農林水産公共事業の「環境創造型事業」への転換ということで、土地改良法という法律が改正されまして、今後は環境に配慮した事業展開を行うということに

なったということも踏まえまして、今後の農林水産の公共事業につきましては、環境を創造していくタイプに転換していくことをあらわしたものでございます。

8番目、9番目は、林野、水産の関係でございますけれども、先般の通常国会におきまして、農業分野と同様、新しい基本法が成立をみたところでございます。今後は、新しい基本法に基づきまして、これまでの政策を抜本的に見直し、林野、水産分野の構造改革を進めていくことといたしているところでございます。

10番目は、「経済財政運営の基本方針」を踏まえた重点7分野への対応ということでございまして、とりわけ14年度の予算の編成に当たりまして、経済財政諮問会議からは、めり張りをきかせた予算編成という観点から、7つの分野に重点化していくということが示されたわけでありまして、それを踏まえまして、農林水産予算もこの7つの分野に重点化していくことをあらわしたものでございます。

以上が重点プランでございますけれども、この重点プランは、対外的に公表いたしますと同時に、経済財政諮問会議の方に農林水産大臣から説明をしたところであります。その結果が、参考1の「改革工程表」という資料をご覧くださいと思います。改革工程表の表紙をあけていただきますと、裏側に「はじめに」という部分がございます。そのページの第2番目のパラグラフであります、「『改革工程表』は、『基本方針』に盛り込まれた内容が、実施に責任のある各担当省庁において、どのように具体化され、どのようなタイムテーブルで実施されるかを明らかにするものである。これにより、政府は、構造改革の各施策について、国民に約束した工程に沿って、その実施に取り組むこととなる」ということが明記されております。したがって、小泉政権のもとにおきましては、当面の間、この改革工程表にのっとり構造改革を進めていくということになります。

この資料の40ページをご覧くださいと思います。40ページは、分野名が「地域に密着した産業の活性化等」となっておりますけれども、書いてある内容は農林水産業のことでございます。改革の理念のところではありますが、「意欲と能力ある経営体に政策を集中し、食料自給率向上を図りつつ、農林水産業の構造改革を推進する。また、地方活性化とあわせ、都市と農山漁村の共生と対流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ『美しい日本』の維持、創造を目指す」ということであります。このような改革の理念を実現するために、具体的政策の内容は、 が9月末までに措置するもの、 が臨時国会で措置、 が10月以降に措置ということで、タイムテーブルになっているわけでございます。9月末までに措置の欄をみていただきますと、 から と振ってございます。 から が、言い回しで若干異なっている部分がありますけれども、基本的には先ほどご覧いただきました重点プランの柱立てがそのままここに取り込まれているということになります。

したがって、農林水産省としてとりまとめを行った8月30日の重点プランは、それがそのままこの改革工程表に盛り込まれたということで、いわば政府全体として、農林水産業の構造改革を進めていくという位置づけになったということになります。したがって、今後はこの改革工程表、すなわち重点プランに沿って構造改革を進めていくこととなります。

続きまして、資料3 1をご覧くださいと思います。資料3 1も資料2 1と

同様、色刷りのA3サイズの資料でございます。「農業構造改革推進のための経営政策」というタイトルの資料でございますけれども、これは、先ほどご覧いただいた重点プランの10個の柱のうちの1番目から3番目に該当するものでございます。いわば重点プランの1から3の各論に当たる部分でございます。農業構造改革推進のための経営政策という文章も8月30日に農林水産省としてとりまとめたものでございます。

この資料を作成する背景といたしましては、真ん中より左側に農業を取り巻く環境というところがございます。そこをご覧いただきたいと思うのですが、まず経済全体の話としては、日本経済が停滞している、デフレ基調になっている。財政面では、これまでの景気刺激的な財政運営をした結果、財政は硬直化しておりますので、今後、そういった政策展開が極めて難しい状況になっているというものが大前提としてあります。それから、農産物価格が全般的に下落基調を来している。特に日本人の主食であるところのお米については、それが顕著にあらわれているわけでありまして、また、野菜などを中心に農産物輸入が増大する。これも価格の下落要因になっているわけでありまして、そういった中で、特に米を中心として土地を使うタイプの農業において構造改革が大幅に遅れているという実態があるわけでありまして、そのような中では、とりわけ農家の中での意欲と能力のある経営体というのでしょうか、規模の大きなというのでしょうか、そういった形態の経営が困難になってきているという状況があるわけでありまして、そういったことを踏まえて構造改革を進めていく必要があるのではないかとということで、その場合の進め方を整理したものであります。

まず、客体としての経営を、そこに書いてございますように、育成すべき農業経営とそれ以外の農家等という形に分類いたしております。育成すべき農業経営という用語は、食料・農業・農村基本法に盛り込まれているものでございますけれども、これまで具体的にどういう経営が育成すべき農業経営に該当するのかということが明らかになっておりませんでした。その部分を今回整理したものでございます。育成すべき農業経営とは、そこにございます、認定農業者のいる農業経営を育成すべき農業経営の基本として位置づけております。

それを前提とした上で、一方で、全国には1万前後の集落営農という集落の広がりでも小規模な農家の方々が集団的にといたしまして、共同的に農業を営んでいる、あるいは経営を展開しているという存在があります。集落営農と聞いていますけれども、その集落営農を構造政策上どのように位置づけていくのかということにつきまして、今後、検討をしていくことにしています。

なお、現行の認定農業者制度につきましては、現場、市町村段階等々からいろいろな意見が出ておりますものですから、その実態を検証し、必要があれば、法律制度を含めて見直しをすることとしております。

今後は、産業政策的な農業政策につきましては、育成すべき農業経営に重点化・集中化していくという方向を明らかにしたところでございます。

そういたしますと、それ以外の農家の方々はどうなっていくのかということになりますけれども、上記以外の農家等の方々の役割論といたしましては、地域の農業資源の維持管理等において一定の役割を担っておられるでありまして、また、健康だとか生きがいといったような意味で、人と自然との共生の役割といったような機能も果たして

いるだろうと思われるわけでありまして、また、農村地域における重要な構成メンバーであるという位置づけもあるわけでありまして。そのようなことを踏まえまして、農業政策の中で産業政策的な経営政策というよりは、むしろ地域政策的な農村政策の対象という形で位置づけていくのが適当ではないかという整理をいたしているところでございます。以上が対象となる経営をどのように考えるかということでありまして。

もう1つは、経営に関連する政策というのはいろいろあるわけでありましてけれども、限られた財政資源を考えますと、すべてを満遍なくやるということにはなかなかないだろうと思っておりまして、今後の農業経営関連諸施策につきましては、そこに掲げております3つの方向に重点化していく必要があるのではないかという考え方を整理したものであります。

第1番目が、創意工夫を生かした農業経営の展開を可能とする構造改革の推進でございます。2番目が、安全・安心で良質な食料の供給システムの構築による消費者の信頼確保という方向でございます。3番目が、それらを実現する上でも必要となるセーフティーネットを整備していくといった3つの方向に重点化し集中化していく必要があるのではないかということを示したところでございます。

以上、重点プラン、農業構造改革推進のための経営政策を具体的な指針といたしまして、今後、農業政策を展開していくことになるわけでありまして。

私からの説明は以上でございます。

高津農村振興局審議官　それでは、引き続きまして、参考3「むらづくり維新の推進について」ということについて説明いたします。私、農村振興局の担当審議官の高津でございます。

お手元にA4の資料、右上に参考3と書いた資料があるかと思っております。「むらづくり維新の推進について」ということでございます。ここに書いてありますとおり、章立てが、1が「農山漁村を巡る情勢」、2が「むらづくり維新の基本的方向」、3が「むらづくり維新の進め方」、4が「むらづくり維新プロジェクトの推進」ということで、今、私どもの局が実際の政策、施策、あるいは予算をむらづくり維新に向けまして、可能な限り再編して組みかえたものをコンパクトにここに書いてあります。

私どもの局は、今年1月に構造改善局から農村振興局に変わりました。これは、1つのとらえ方としまして、農業のための農業農村整備事業、基盤整備ということから、それはもちろんこれからも引き続き進めるのですが、地域というところに重心を大きく移すというようにとらえ直そうという考え方がベースにあると思っております。この地域は、これを分解しますと、そこを構成する人の活動と、その空間、国土の土地利用についてどのように考えるかということを中心に考えていきたいというようになっております。

このむらづくり維新ですが、この資料をお読みいただいて、非常にコンパクトに書いてありますので、若干補足する意味で、背景、あるいは問題意識を最初にご説明申し上げます。

まず、むらづくり維新、非常に大きな言葉なのですが、どのように受けとめたらいいのかというのが私どもの非常に悩ましいところでありまして。1つには、この場合の農村は農山漁村を全部含めますが、今の21世紀、日本人というものが、これまでの20世紀の日本人とは違うというのを基本的に置きたいと考えております。どう違うかということ、生

活の仕方、あるいは対人関係というものが、これまでのやり方、システムを思い切って変えるという意識に立っているいろいろな考えていくということがあるのではないかと思います。そのために、私どもがむらづくり維新の推進の場合に、3つぐらいのところを基本的なポイントでまず考えています。

1つは、さまざまな分野の人が集まって、農村をどうするかということを考えていきたい。さまざまな分野と申しますのは、職業についていえば、農業だけでなく、農業以外の方もそれに関係すると思いますし、年齢についても、非常に若い人から高齢者までである。出身についていえば、そこに生まれ育った人もあるでしょうし、都会から移り住んでくる人もいるということで、生活意識もさまざまな人。こういう人たちが集まって、自分の地域をどのように構想していくかということを考えていくことをまず基本にしたい。

2点目は、可能な限り小さな単位で考えてみたいということです。これは、どんどん細かくしていくと、一人一人の個人に分解されますが、個人が組み合わさってできるさまざまなグループ、集落などもその一形態だと思いますけれども、コミュニティサイズに分解していったときに、どのようなことが地域づくりに影響するかということを考えていきたい。

3点目は、できるだけ長期に時間をかけて考えたいということです。かつ、段階的に計画的に行いたいということを考えています。長期というのは、場合によると30年以上かもしれません。この30年というタイムスパンは、日本の過去の高度成長を経た期間を考えますと、人口構造ががらっと変わることです。私、第1次ベビーブーマーですけれども、30年たつと80歳になりますので、世の中、がらっと変わる。このときに、農山漁村で展開されるその人の活動と、そこでの土地利用がどうなるかということをしてできるだけきちんと対応できるような施策を組みかえたいと思っております。

人の活動についていえば、この場合に、その地域独特の、これから消費の形態とかさまざまな活動の仕組み、できるだけ新しいものがそこに展開される可能性を育てる。その結果として地域貢献ができるような形にしたらいいいのではないかと思います。そういうものが、小さな単位の地域貢献がずっと集約されることによって、もしかすると、日本社会全体の将来像が変わっていく可能性が出てくるというのが1つの認識です。

空間についていえば、できるだけコンパクトでまとまりのよい都市機能といいますが、ここでいえば、農山村の中心地区の整備をしていったらいいのではないかと思います。恐らく21世紀というのは、東京のような大都市論ではなくて、非常に自然環境豊かなところでの小都市論が非常に重要になってくると思いますので、長い時間をかけてどうやって育てていくかというのが重要な政策課題と考えております。

そういう観点で、資料に戻りまして、2のむらづくり維新の基本的方向ということにつながるのですが、(1)で、共通社会基盤、これは資本ストックですが、これの整備を計画的にやっていきたい。2点目は、集落がさまざまな形で危機に瀕しておりますので、集落を越えた集落再編を通じて、この体制づくりをきちんとしていきたいというのが、現下のむらづくり維新の推進の2つの大きな柱です。これを中長期的な観点で進めたいと考えております。

3に入りまして、具体的にどうするかという基本の枠組みですが、これは今、私ども

の局で農村振興基本計画という地域全体の振興計画を考える手段がございます。これは、農水省中心ですが、国土交通省をはじめとする関係府省が一緒になってつくっていくというシステムですので、こういうものを使いながら、むらづくり維新プロジェクトを進めていきたいと思えます。(1)、(2)、(3)が書いてありますが、(1)として長期的な将来像の重要性。(2)として段階的、計画的に進める。(3)として市町村のイニシアチブのもとと書いてありまして、可能な限り小さな単位の役割を重視する。これをどうやってやっていくか、これからの検討課題だと思えますが、そういう問題意識に立っております。

ページを変えていただきまして、具体的にむらづくり維新プロジェクトの推進をどうするかということですが、当面、5カ年、平成14年度から18年度を考えておりますが、これをむらづくり維新第1期対策と考えております。全国500地区程度を考えておりまして、総事業費6,000億円ぐらいでございます。

内訳としまして、むらづくり基盤整備事業、これはいわゆるハードでございますが、4の(2)の で書いてあるような枠組みで進めていきたいと考えております。

でソフト施策ですが、これはさまざまな計画づくり、あるいは、専門家によるアドバイザー、このようなものを組み合わせていきたいと考えております。

一番最後の(3)ですが、特に関係府省との連携を重視しておりまして、農山漁村という地域を考える際に、農水省だけではカバーし切れない部分がございます。関係府省と可能な限り連携して、この施策を総合的に進めていきたいと考えております。

次のページに全体の絵がかいてございますので、後でご覧いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

山本食糧庁総務部長 食糧庁の総務部長でございます。それでは、お手元に配付されております資料4に基づきまして、「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組について」をご説明申し上げます。

冒頭に、米や水田農業をめぐる現下の状況を踏まえということで書いてございますが、これについて若干補足させていただきたいと思えます。現下の状況というものを私どもがどうとらえたかということでございますが、1つは、先ほど企画評価課長の説明の中にもございましたが、米については生産構造の構造改革が非常に遅れているといえますか、非常に脆弱であるということが1点でございます。具体的に申し上げますと、主業農家といっておりますが、担い手と考えていただいても結構でございますけれども、そういった農家の総生産額に占めるシェアが、米では36%でございます。それに対しまして、野菜では85%、生乳では96%ということで、やはり他の部門と比べますと格段の差があるというのが1点でございます。こういった構造改革の遅れを早急に是正していく必要があるだろうというのが私どもとして考えたところでございます。

もう1つは、米価格の大幅な下落ということがございます。これは、一方で消費量が年々減っているという現実がございます。また、他方で、生産量が構造的に過剰になっている。この状態がなかなか解消されない。政府の在庫も非常に多く残っているという状況の中で、実は6年産から12年産でございますが、この間に1俵当たり2万1,400円から1万6,100円ということで、約5,000円の価格の低下が生じているというのがございます。

これと同時に、片一方で、過剰を解消するということで、生産調整を年々拡大してきております。13年度の実績調整は101万ヘクタールということで、史上最大の規模に達しているわけですが、この価格の下落と生産調整の拡大、この2つが相まちなして、稲作収入が激減しているということがございます。ちなみに、7年の農家の米の販売収入は2兆9,000億円ございました。それが5年後の12年では1兆9,000億円ということで、約1兆円、年々2,000億円ずつ減少してきたという状況がございます。特に私ども問題と考えておりますのは、こういった稲作収入の減少というのが、これからの水田農業を担っていくべき、あるいは稲作農業を担っていくべき、いわゆる担い手層に大きな影響を与えているのではないかと考えてございまして、そこに焦点を当てた対策を進める必要があるのではないかと考えたわけがございます。

もう1つは、生産調整101万ヘクタールということになってございまして、これは非常に限界感が強いということがございます。生産調整を始めて約30年になりますけれども、その間、作らない面積を配分して、それでやっていただくということでもずっと続けてきております。そうしますと、これは生産者にとっては当然のことではございますけれども、残った作れる面積、その中ではできるだけ単収を上げようという努力をされるというのが一般的でございまして、そうなりますと、天候も絡むのでございますが、なかなか意図したような生産の調整が実効として上がってこないという問題点があったわけがございます。

もう1つは、流通消費の構造の変化。7年に、旧食糧法を廃止いたしまして、今の食糧法を制定したわけですが、そのときに想定した以上に、今のデフレ経済の影響というのも非常に大きいとは思いますが、流通消費の構造が大きく変化しました。

1つは、端的にあらわれていますのは、今では価格決定権が完全に川下に移っているということがございます。ほかの食料品の分野では、つとにいわれていたことではございますが、米についても、最近では、販売力の大きい量販店の価格形成力が非常に強まっております。具体的にみましても、その間に立ちます卸さんには、これこれの値段で入れられないと、あなたのところは結構だと量販店から言われるなど価格形成について、大きな変化がある。

それから、消費構造ということで申し上げているのですが、私ども、お米は日本人の主食だという考え方をずっとしております。現実にそうだと思うのです。かつては価格の動向は、お米の消費というのに余り影響ないのだということで一般的にも言われてまいりましたし、私どももそういう捉え方をしていたわけではございます。ただし、最近では、お米の消費が、これまでの家庭内消費を主体としたものから、外食であるとか、中食といわれていますおにぎりとか、持ち帰り弁当とか、そういったもののウェイトというのが非常に高まってきております。そうしますと、そういった業務用といわれている部門でございまして、こういうところは、価格に対する要求度が非常に強い。逆に、消費者に対して、価格で訴える面が非常に強くなってございます。そうしますと、逆に価格を上げるために需給調整をかなり強力的にやりますと、そのことが逆に消費の減退を招いてしまうのではないかとこの構造ができてきつつあるのではないかと私どもも考えてございまして、そうしますと、今までのように単純に生産調整を強化すればいいのだということでは、なかなか解決しがたいのかなと思っております。

もう1つは、先ほど申し上げました、生産調整がなかなか思ったように進まないということもございまして、政府の在庫でございますが、これは食糧法をつくりましたときに、それまでの作況とか消費量とかいろいろなことを踏まえまして、150万トンプラスマイナス50万トンの範囲内で備蓄をしましょうということやってきたところでございます。現実には、平成6年産以降、ずっと豊作が続いているものでございますから、その上限であります200万トンを大きく上回って政府在庫が推移してきた実態がございます。そういう中で、ある意味では当たり前でございますが、現実にはこの在庫の存在というのが、自主流通米の価格の足を引っ張っている状況があるわけでございます。そういう意味で、在庫運営の適性化というのでも考えなければいかんだろうということです。実は9月以降、いろいろな場でご議論いただきまして、私どもも全国の各ブロックに出かけていきまして、その場で行政の方、生産者団体の方、個々の農家、消費者の方まで踏まえ、あるいは販売業界の方たちと意見交換しながら、最終的にお手元に配付させていただいております「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組について」ということで、11月22日にまとめたものでございます。

そういう中で、またペーパーに戻らせていただきますが、私ども提起しましたのが、1行目の下からでございますけれども、効果的な需給調整体制の構築ということでございます。これは、今までのような面積でなくて、本来の生産調整のもともとの目的である生産量そのものを直接調整するというので、ネガ面積といっていますが、作らない面積を配って、それを達成するというのではなくて、生産量そのものを配って、配った生産量を計画的に作っていただくことに変えていこうということを出したわけでございます。それが効果的な需給調整体制の構築という中に含まれております。

それから、水田農業の構造改革でございますが、これにつきまして、私どもとしましては、水田農業も遅れている構造を改革して、できるだけ担い手に生産を集約することが必要でないかということを出しているわけでございます。

安全性に関する取組の強化と消費拡大の促進と書いています。これは、安全性につきまして、消費者の関心が非常に高まってきていることもございますので、主食であるお米について、安全性について疑念がもたれるような状態が万が一にも生じてはならないということで、安全性に関する取組の強化も提起したわけでございます。また、何といたっても、お米の消費が年々減っておりますので、何とか消費の拡大を図りたいということで、消費の拡大でございます。

それから、備蓄運営の健全化、流通の効率化等ということで、そういったことを内容とする米政策の改革を推進するというのでまとめたわけでございます。

「また」ということで書いてありますが、当面の需給安定のためということで、14年産の生産調整について、別紙でご説明いたします。

まず、その具体的な内容でございますが、1つは生産調整でございます。生産数量管理への円滑な移行を出したわけでございますが、何せ30年間も面積管理でずっとやってきたものでございますから、実際に生産調整の推進をやっていただいております市町村の関係の方々、生産者団体の方々についても、14年産から面積でなく生産数量管理へといきなりいわれても、なかなか対応できないというお話がございました。それから、事務的に本当にやるとした場合に、問題がいろいろあるのではないかというご指摘もご

ざいまして、そういった問題について、きちんと処方せんをつくるということで、生産者団体、行政等から構成される研究会をつくりまして、こういった問題についてはこうすればいいのではないかとということを実体的に詰めていこうということが（一）でございます。

（二）で、公平性の確保のための制度的枠組みなどの実効ある多様な措置を含めた生産数量管理に関する検討課題について（一）の研究会において検討し、可能な限り、平成15年度実施に向け早急に結論を得るということでございまして、これはちょっと補足いたしますと、生産数量へ生産調整のやり方を変えるということでございますが、生産調整において公平性の確保、これは特に生産者団体から強く出されているところでございますけれども、生産調整をきちんとやっている方と生産調整には参加していない方が現実にいるわけございまして、その間の公平性の確保、あるいはできたお米が、豊作で過剰になった場合に、例えばそれをエサ処理にする。それで需給の安定を図るということもやっているわけですが、エサ処理をすれば、当然主食用のお米とエサ用のお米で、かなりの価格差があるわけございまして、その価格差は、国も一部助成しておりますけれども、当然生産者が負担をしているわけでございます。その負担について、負担している人としていない人が現実にいるということで、その間の公平性の確保という話もいろいろ提起されておまして、そういうこともあわせて、この研究会で検討して、15年度から生産数量管理へ移行できるように進めていこうということでございます。

二の「水田農業の構造改革と稲作経営安定対策」でございまして、（一）に書いております稲作経営安定対策については、生産調整の円滑な推進に果たしてきた役割を踏まえつつ、構造改革の推進の観点から、昨年の経緯を踏まえ、経営所得に係る施策の確立を検討する中で、そのあり方を検討するということを書いてございます。これだけみると非常にわかりにくいのでございますが、稲作経営安定対策は、価格が下がった際に、生産者の抛出、国の助成で、その価格差の一定部分について補てんをする制度でございます。私ども、今回のいろいろな議論の中で、それにつきまして、今、価格低下の悪影響を一番受けています担い手にもう少し集中することができないかということ提起したわけでございますが、いろいろな議論の中で、稲作経営安定対策というのが、1つは生産調整を実施した際のメリットという位置づけをつけられているということも事実でございます。そういう観点から、稲作経営安定対策について、そこで担い手とそうでない者を差別しますと、生産調整がうまくいかない。あるいは、集落一体でやっているのに、そこに差別を持ち込むのは問題ではないかといういろいろなご議論がございまして。

そういう中で、私どもとしましては、水田農業の構造改革を進めなければならないのですが、副業的な農家の扱い、二兼農家と考えていただいても結構でございますが、そういう者については、単に稲作だけの話ではなくて、日本農業全体の中で、そういった農家をどう位置づけるかという観点から検討していくべきではないかということで、経営所得に係る施策の確立を検討する中で、そのあり方を検討するということりまとめをしているわけでございます。

（二）の稲作経営安定対策の基準価格について、平成14年産以降は据置措置については、モラルハザード等の問題を回避した農家経営の安定に資するものに見直し、過去7カ年の自主流通米価格のうち最高と最低の価格を除いた5カ年の平均価格とすると書い

ています。これも補足が必要だと思いますが、稲作経営安定対策の交付金につきましては、本則は直近3カ年の平均価格を基準価格といたしまして、それと当該年の価格との格差の8割を農家の拠出と国の助成金でつくった基金から補てんする仕組みをつくっているわけでございます。

ところが、先ほどご説明しましたような、ここ数年の急激な米価下落の中で、やはり農家の経営に与える影響が非常に大きいということで、昨年の米対策を9月末に決めたわけですが、その際に、13年産の稲作の基準価格については、12年産と同様とする、固定するという措置を講じたわけでございます。本来であれば、直近3カ年でございますから、1年新しい数字に入れかわるわけですが、そうしますと、かなり大きく価格が下がりますので、固定するというをやったわけでございます。12年産の価格をどういった価格で売ろうとも13年産の基準価格は変わりませんから、結局農家に支払われる稲経の補てん金が変わらないということになるわけです。そうしますと、売れ残りを嫌った一部の産地が安売りをかけてきた。それがほかの産地にも飛び火するというので、結局全体の価格を引き下げるという行動が一部みられたと指摘されているところでございまして、そういうモラルハザードを起こしたという認識でございます。

そういうことのないように、補てん措置は見直すということですが、一方で、過去3カ年の平均というのは、かなり短期間なものですから、もともとこんなに急激に価格が一方的に下がるということを前提とした制度ではございませんでしたので、そういうことからしますと、直近3カ年平均というの、やはり無理があるのかなということでございまして、より安定的な基準価格の取り方ということで、過去7カ年で最高、最低を除いた中位の5カ年の平均に本則を変えようということでございます。

(三)でございますが、地域単位での構造改革を促進するため「地域水田農業再編緊急対策」を3年間実施すると書いてございます。これは、先ほど申し上げました水田農業について、構造改革が遅れているという現状を踏まえまして、集落をイメージしていただければいいのですが、その地域で、例えば水稻の生産を担い手に集約する。あるいは、新たな取り組みとしまして、消費者が求める有機米の栽培をやるといった取り決めをお話し合いいただきまして、それを計画していただく。計画をして、取組を行っていただいたところには、一定の助成をやっていこうということを考えたわけでございます。これによって、水田農業の構造改革を進める一助にしたいということでございます。

3番目が「安全性に関する取組と消費拡大」ということですが、(一)にございます食品の安全性につきまして、実はこれまで、私ども食糧庁としても、お米の安全性について、例えば残留農薬の分析とか、そういうこともやっております。それをさらに強化していこう。それから、生産者団体自らの取組もやっていただこうということでございます。

2点目の消費の拡大でございますが、これはいろいろな議論の過程で、米食というのは、日本の食文化そのものだというご指摘もございまして、そういった日本の食文化への理解を促進することが重要なことから、消費拡大に思い切って取り組む。その際に、一番効果があるとみられるテレビ等を積極的に活用してやろうということでございます。

3点目の米の品質表示基準につきましては、実は3割程度しか特定の銘柄が入ってい

ないにも関わらず、その銘柄を大きく表に書きまして売っている事例がございます。そういうものについて、少なくとも半分以上は含んでいないと、そういった表示はできないようにしようということで、現在、基準の改正を進めているところでございます。

4番目の「備蓄運営」につきましては、これまで150万トンを基準にしてきたわけでございますけれども、それを最近の消費実態、あるいは作況の実態等からみまして、100万トン程度で十分ではないかということでございます。それから、年間販売数量についても、最近の実態に合わせた50万トン程度に縮減することでございます。

5番目の「計画流通制度」については、生産段階では第一種登録出荷取扱業者、販売段階では卸・小売があるわけでございますが、こういう計画流通制度につきまして、事前に計画を作っていたいただいて、それに従ってやっていただくという、ある意味では、かなり規制的なものが片一方でございます。片一方で、計画外流通米につきましては、今のところ全く規制がない状況でございます。全く規制がないというのもいろいろな問題を生じさせていますので、そこは一定の規制をかけるとともに、既存の規制についてはこれを緩和することを検討したいということでございます。

別紙の「当面の需給安定のための取組」でございますが、14年度の生産調整規模につきましては、13年度と同じ101万ヘクタールとしたということが1点でございます。

二でございますが、現下の米の需給の状況にかんがみまして、生産調整をできるだけ多くやっていただくということで、目標として割り当てられた面積以上にやった場合

超過達成というところでございますが、(一)には、一定の助成をしていくということでございまして、(一)にございまして、新規の超過達成に対しては2万5,000円/10アール、既存に対しては8,000円/10アールでやっていこうということでございます。

そのほか、5番目でございますが、政府買入れにつきましては、備蓄運営ルールに則して運用するというので、今年、予定より11万トン生産オーバーしています。その部分について、配合飼料として生産者団体が処理するというのでございまして、それとの差しかえということで、11万トンだけ政府買入れをするということでございます。

六は政府の買入価格、売渡価格でございますが、これは書いてあるとおりでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

村上総合食料局国際部長 総合食料局の国際部長でございます。それでは、「第4回WTO閣僚会議の結果について」を説明させていただきます。

資料5をご覧くださいと思います。11月9日から14日、カタールのドーハにおいて開催されまして、我が国からは平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣ほかが出席しております。全体といたしまして、幅広い項目を交渉対象とするラウンドを立ち上げるということで、既に開始されておりました農業交渉は、ラウンドの一部として一括して合意されるということになっております。また、あわせて中国、台湾のWTOの加盟が正式に承認されております。

閣僚宣言のポイント、農林水産関係の部分について概略を申し上げますと、まず農業でございますけれども、閣僚宣言の中でケアンズ諸国などが主張しておりました、農業と工業を同じように扱うという議論は盛り込まれておりません。あるいは、非貿易的関心事項について交渉において考慮をする。これは、多面的機能を含む事項でございます

けれども、これを交渉において考慮するということが明記されております。

市場アクセス、輸出補助金、国内支持を交渉3分野とっております。これについては、交渉の結果を予断しないという文言が入りまして、我々が主張していたラインになったというところでございます。

今後の進め方につきまして、2003年3月末まで交渉のモダリティー、これは交渉の執り進め方とっております。枠組みといたしてもいいかと思っておりますが、それぞれの削減幅であるとか、個別のルールの変更というものを含みますけれども、そういうものを2003年3月末までにつくる。それに基づきまして、各国が次回の閣僚会議までにオファーを出す。全体の交渉期限は2005年1月1日ということでございます。

林水産関係でございますけれども、従来から林水産分野については、持続可能な開発を念頭に置き、あるいは資源の持続的利用を念頭に置いた交渉をすべきであるということを中心として主張してきておりましたけれども、この部分におきまして、持続可能な開発の目的へのコミットということが触れられているところでございます。

非農産品の市場アクセスが交渉対象とされております。林水産物につきましても、この中で行われることとなります。

漁業補助金が言及されておりました。これは補助金協定の規律の明確化と改善の交渉の中で、一体として漁業補助金についても取り扱うということになっております。

貿易と環境について交渉対象にするかということが非常に大きくもめたわけでございますけれども、既存のWTO協定と多国間環境協定との関係について、それから、その他一部を交渉事項とするということと、それ以外の分野につきまして、例えば表示等につきましては、貿易と環境委員会において検討作業を行って、第5回の閣僚会議までに交渉を行うかどうかということについて勧告し、閣僚会議で決定することになっております。

その他の分野としては、アンチ・ダンピング、投資・競争等に触れられておりますし、交渉組織・期限等につきましては、交渉期限は全体として2005年1月1日、シングル・アンダーテキングということで、一括受諾方式で行われることが記述されているところでございます。

次ページ以降、WTOの閣僚宣言の要旨を農林水産関係について掲げておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

4枚ほどめくっていただきまして、参考に「農業交渉の状況」というのを挙げております。若干この説明をしたいと思っております。農業交渉は、「合意済み課題」ということで、2000年の初めから既に交渉が始まっております。現在、第2フェーズに入っております。第1フェーズは、今年の3月まででございますけれども、各国から提案を出して、それについて一通りの議論をするという作業が行われたところでございます。日本については、昨年12月に提案を出しまして、今年の2月の会合で説明し、議論したところでございます。

4月以降、第2フェーズに入っております。 (2)にありますが、5月、7月、9月、12月と、それぞれ課題を設定しまして、詳細検討をしてきている状況でございます。来年2月に残りの議題について議論を行いまして、第2フェーズの作業を終えることになっておりました。次の段階に入っていくということでございます。

次のページに、今後の予定がございますけれども、貿易交渉委員会、これはW T O全体の会合になります。ラウンド全体を管理する委員会でございますが、1月末に開催されまして、交渉組織などについて決定が行われることになっております。先ほど、閣僚宣言のところで申し上げましたけれども、2003年3月末までにモダリティーの決定をする。それから、次回閣僚会議までにオファーを提出するというところで、来年1年間、かなり交渉が加速するのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

宮島生産局衛生課長　それでは、「B S E 感染牛の発生とB S E 対策」につきまして、私、生産局の衛生課長でございますが、説明させていただきます。

お手元の資料6に基づきまして、ご説明させていただきます。この中で、8つほどペーパーを作らせていただいております。まず、資料6　1でございます。牛海綿状脳症、まずどのような病気かということを書かせていただいております。病原体としては、一般の体の中にもたんぱく質はあるのですが、たんぱく質の一種として異常プリオンという存在がございます。感受性動物といたしましては、牛、水牛ということで、豚、鶏には感染はないといわれているわけでございます。症状でございますが、ここにありますように、非常に長い潜伏期間。普通の病気であれば、3日とか1週間で出るものでございますが、2年から8年という長い潜伏期間を経て出るということでございます。そして、症状が出ますと、2週間から6ヵ月という経過の中で死んでしまうというものでございます。

感染原因でございますが、ここにありますように、肉や骨といったものを粉々にした肉骨粉の中に異常プリオンを含んでいるものを口から、いわゆる経口的に摂取することによって感染していく。したがって、我々風邪を引いて、インフルエンザといったように次から次へ移っていくといったものではございません。そこがほかの病気と大きく異なるところでございます。この病気が非常に注目されましたのは、1996年に人との関係があるのではないかとということで、大きな問題になったわけでございます。今のいろいろな動物試験の中で、同一の病原性ではないかということが考えられているわけでございます。ただ、これは後ほど説明させていただきますが、マウスでの摂取試験といったものの結果から、牛の脳、脊髄、目、回腸遠位部、いわゆる特殊危険部位といわれている部分以外のところからは、感染性のものは認められていないということで、マスコミにもいっていただいているわけでございますが、牛肉、牛乳、乳製品は感染性はない、安全であるということは申し上げているわけでございます。

資料6　2でございますが、発生に係るこれまでの対応の経緯でございます。我が国で最初に明らかになりましたのが9月10日でございます。これは、検査の中で陽性を確認ということで、それ以前、8月6日にこの牛は殺処分されております。これは、と畜検査においては問題ないということでされたわけですが、サーベイランスを家畜保健衛生所でやっておりました。その対象として、その頭部をもらい受けてこの検査をしていた。その検査の結果におきまして、陽性が確認されたわけでございます。私ども、農水省におきましては、直ちに遠藤副大臣を本部長といたします対策本部を設けまして、それ以降の対策を講じているわけでございます。また、この問題については、社会的にも非常に重要な課題と認識していたわけございまして、9月11日に直ちに消費者の皆様

方も含めました説明会を開催させていただいているわけでございます。また、関連研究対策も、ここにありますように9月19日に公表しております。ただ、この病気、日本で初めてということもございまして、技術検討会を開いて、その結果を分析、検討いたしました。その中で、これは他の国でも、当初発生したときには、国際機関、レファレンスラボという機関での検査をきちんと受けるべきだという話がございます、私どもも英国の獣医研究所にその材料を送ってございます。

2ページにあります、9月21日、その結果がBSEであるということで、最終判定をいただきまして、ここで患畜と決定いたしましたわけでございます。それ以後、厚生労働省と連携をとりながら、いろいろな対策を講じてきたわけでございます。9月27日には、厚生労働省から30ヵ月齢以上のものについては、と畜場の使用の制限をする。あるいは、特定危険部位といわれるものについての焼却が指導されているわけでございます。

また、10月1日には、私ども、肉骨粉の飼料・肥料としての輸入・製造・出荷について、一時全面停止を公表させていただきまして、その3日後、10月4日からこれを実施するという、国内におきますBSE感染経路を遮断するという、そういう体制を確立いたしましたわけでございます。また、10月5日は、ここにありますが、消費者、専門家の方々から構成させていただいております「BSE対策検討会」で対策を講じているわけでございます。

3ページに書いてございますが、この中で、中小企業の皆さん方へのいろいろな影響がございますので、そういった適用とか、ここにありますように、10月18日には厚生労働大臣と農林水産大臣の共同記者会見をさせていただきまして、10月18日からはと畜される全ての牛について、BSE検査がと畜検査の中で行われるということを受けまして、今後、市場に出ていく肉につきましては、安全であるということをお話しさせていただいているわけでございます。また、文部科学省とも連携して、この対策を行っているわけでございますが、特に学校給食の中で、牛肉の使用を控えるということがございました。半数以上控えるということがあったわけでございますが、そういったことで、安全なものであることを周知いただくということです。最近では、約3割ぐらいまで低く控えている状況にあるわけでございます。

4ページでございますが、その後、11月19日には厚生労働大臣と農林水産大臣の私的諮問機関ということで、BSEに関しますこれまでの行政対応の問題を検証していただく。そしてまた、今後の畜産・食肉衛生行政のあり方について、調査検討をいただくということで、「BSE問題に関する調査検討委員会」、いわゆる第三者委員会を開催させていただいているわけでございます。また、11月21日、12月2日、それぞれ後ほど説明させていただきますが、と畜検査の過程の中で、BSEの感染牛が見つかったという状況がございます。

いずれにしましても、今後とも感染源の原因究明、風評被害対策、経営安定対策の推進に全力を傾注してまいりたいと思っているわけでございます。

資料6-3でございます。ここに発生の概要を書かせていただいております。1頭目は千葉県で見つかったものでございます。これは、先ほどご説明させていただきましたように、9月10日に陽性になりまして、9月21日、英国から間違いのないという確認がされたものでございます。1頭目と3頭目は、平成8年3月26日、ともに同じ日生まれの

ものでございます。2頭目は、同じ平成8年の4月4日ということで、いずれも平成8年に生まれているホルスタインでございます。この3例でございます。現在までに検査を進めてまいっておりますが、これは厚生労働省のと畜検査でございますが、昨日までに約19万5,000件の中で、1頭は除きまして、2頭がその検査の過程の中で摘発されているということでございます。

資料6 4でございますが、これがBSEの検査の流れでございます。BSEを疑うもの、その他理由によりと殺、解体禁止のもの。これは生前でございますが、そういったものについては販売が禁止されますし、全て焼却されるという対応になっております。また、それ以外の牛は、と畜検査に回るわけでございますが、そういった中で、先ほどありましたようにBSEのスクリーニング検査、ELISAという方法は、非常に感度が高い。若干マイナスのものでも拾っていくぐらい感度の高いものでございますが、その中で陽性のものについて確認検査をしていく。ここにありますようなウエスタンブロット法、免疫組織化学検査法、いずれかのものが陽性であれば、確定診断して、患畜という対応を図っていく状況になっているわけでございます。

資料6 5でございます。これは、先般11月30日にそれまでのいろいろな感染源、あるいは感染経路の調査の結果をとりまとめたものでございます。この調査につきまして、かなり本病の特質、先ほど、一番最初にお話させていただきましたが、潜伏期間が2年から8年で極めて長いということ。あるいは、わずかな汚染肉骨粉が飼料に入っても感染源となり得るということ。ただ、接触感染とか空気感染といったものはしないという特質がございます。そういったことを踏まえまして、発生農家を起点といたしました、いわゆる川下からの調査、輸入肉骨粉を起点といたします川上からの調査、この双方から実施したわけでございます。

調査内容につきましては、この1ページ、2ページ等にご覧いただけますが、特に、発生農家を起点とする調査。それまでの第1例目と第2例目について書かせていただいておりますが、いずれにしましても、1例目につきましては、同居牛等の殺処分をして検査をしておりますが、その限りにおいては陰性だったという話がございます。また、給与飼料、配合飼料の中には、肉骨粉は使用されていなかったということも確認されているわけでございますが、2ページにありますように、なお、製品ごとの製造の切りかえ時の洗浄が十分に行われていたかどうかといった点の確認も、さらに必要だということもございまして、そういった点の川下からのこれからの対応。

3ページにありますように、輸入肉骨粉を起点とします調査といたしましては、英国、デンマーク、イタリア、アジア諸国といったところで調査の専門家を派遣いたしまして、調査をいたしております。特に、3ページにあります英国では、新聞等でもいろいろご指摘いただいております、英国から肉骨粉333トンとか、そういった数字を入れているのではないかという話もあったわけでございます。その内容的なものを精査いたしまして、調査の結果、そういったものについては、インドネシアの方に行ったものとか、ビールと間違えられているといったものもございました。そういったことを確認いたしております。そういった中で、イタリアについてもさらに加熱条件といったものをさらに検討して、調査を進めていくという状況になっているわけでございます。

今後、1頭、2頭、3頭と出ております。特にそういった共通の事項にこういったも

のがあるのかどうかに重点を置きながら。ただ、いろいろな感染源、1つに絞っていいのかどうかという問題もございます。広くそういった視点も踏まえながら、さらに調査を進めてまいりたいと思っているわけでございます。

その次、資料の番号が振ってございませぬが、「牛海綿状脳症（BSE）の疑いのない安全な畜産物の供給体制の構築」という色刷りのものがございませぬ。いずれにしましても、肉骨粉の輸入については一時停止をしておりますし、感染経路の遮断、製造出荷の一時停止と相まって感染経路の遮断がされているわけでございます。また、監視、検査の強化といったものを厚生労働省の食肉衛生検査所、私どもの家畜保健衛生所相まってこの検査の徹底を図っているわけでございます。また、食卓に出ていくものについても、すべての牛の検査をされ、また、その危険部位といわれるものも、さらにその上につけ加えて、除去され、焼却されているわけでございます。そういったことで、安全な牛肉のみが提供されている。また、その肉骨粉等については焼却ということで行っておりますので、安全性の徹底を図っているわけでございます。

資料6 7でございますが、これについては、いずれにしましても、一番最初の中にありましたように、PR活動を徹底していくことが重要だということでございまして、10月からいろいろなテレビ、ラジオ、新聞、雑誌広告等、あるいはシンポジウムの開催といったものをさせていただいているわけでございます。

資料6 8に関連対策の概要がございませぬ。これまでに1,554億円ということで、我が国におけるBSEの正常化、あるいは食肉流通処理、流通体制の整備といったものを行っておりますし、また、農家、経営の安定対策ということで、農家とか食肉販売業者の方々に対する緊急融資といったものについてもやっているわけでございます。

3ページにありますように、先ほどのBSEに関する正しい知識の普及、安全性のPRということで、こういったことにも力を入れてやらせていただいております。

以上でございます。

村上総合食料局国際部長 資料7でございます。昨年来の野菜等輸入急増ということが大きな問題になりまして、地方自治体の決議等、あるいは各方面からの要請もあり、昨年12月に政府調査を開始し、今年4月23日に、暫定措置を発動してきたわけでございます。この暫定措置は200日間ということで、11月8日にこの期限が切れている状況でございます。

2でございますけれども、セーフガードというのは、申し上げるまでもなく、自由貿易体制、あるいは自由貿易を推進する中において、構造調整が必須になってくるわけですが、その安全弁として準備されている制度でございます。当然、国内における構造、関連産業の構造改革というのが必要になるわけございまして、この3品目につきまして、国際競争力のある産地を育成するというところで、コストを下げる、あるいは付加価値を高めるというような対策に取り組む。あくまで生産者が自主的に推進するわけですが、これに対して、政府としても支援するというところで、所要の予算措置を講ずることになっているところでございませぬ。

他方、セーフガードにつきましては、現在、調査期間中でございますが、中国との話し合い解決を模索するというところで、半年来、中国側と協議を重ねてきているところでございませぬ。10月21日に、小泉総理と江沢民主席が、話し合いによって解決しようとい

うことで合意しておりまして、それを受け、11月12日にW T Oの閣僚会議の場をとらえまして、武部、平沼両大臣と中国の石対外経済合作部長との会談をいたしたところでございます。話し合いで解決しようという基本線で合意したところでございます。

そういう中で、12月11日に閣僚レベルで再度協議いたしました。この中では、かなり話し合い、解決のための具体案を、我が方の武部大臣から提示いたしましたけれども、合意に至らなかったという状況でございます。

政府調査の期限が12月21日、今週末に迫っているということで、ぎりぎりまで努力するというところでございます。今日、次官級の会談を東京で行っているところでございます。

2ページ目でございますけれども、セーフガードの暫定措置の概要でございます。ご覧いただきたいと思っております。

2枚めくっていただいて、関係経緯をつけておりますが、この中で6月22日、中国側が日本製自動車、携帯・車載電話、エアコンの3品目について100%の特別関税の徴収を開始したということでございます。

12月21日が政府調査の終了期限ということでございます。

その次のページ以降は、国内対策、構造改革の内容でございます。例えば、野菜につきましては、1枚めくっていただいて、ご覧いただきたいと思っておりますが、上にありますような産地における戦略、構造改革計画を策定していただいて、生産、流通、消費等にわたる各般の施策、取り組みをし、コストの削減、付加価値化を進めていくということでございます。

あと、しいたけ、いぐさ・畳表につきましては省略させていただきます。

別紙3に、日中首脳間等での会談の概要を参考までに添付させていただいております。以上でございます。

## 質疑

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思っております。資料2から資料7まで、内容が大変多いわけでございますけれども、時間の関係もございまして、一括でお願いしたいと思っております。ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言いただければと思っております。江頭委員。

江頭委員 今までのご説明を伺っていて、食料・農業・農村政策というのは、日本の国で非常に大事だということは承知しているわけです。ここでコンセンサスをとってやっていこうということは、大変結構だと思っているのです。

私は、今日は1つだけ、どうしても質問したいことがあります。それは、狂牛病。さっきB S Eの説明がありました。国民を含め、我々食品企業に携わる者、みんな大変迷惑をこうむりました。大変な損害だと。国家レベルでいっても大変な損害だったと思うのですが、今の説明だと、起こってから後の処置についてのご説明がありました。この発生の問題の根本的なところは一体どこにあるのかということについて、ご説明いただきたい。

宮島生産局衛生課長　　今のご質問についてでございますが、BSEにつきましては、1986年、英国で初めて確認されまして、その後、先ほど申し上げましたように、1つは、1996年にヒトとの関係で社会的な問題になっております。そういった状況の中で、私も国といたしましても、技術検討会、専門家の方々のご意見、あるいは国際的ないろいろな機関の勧告を踏まえながら、対応を図ってまいったわけでございます。

そういった経緯につきましては、新聞、あるいは国会等でもいろいろご質疑いただいているのですが、その経緯につきましては、現在、先ほどお話しさせていただきました第三者委員会の中で、これまでの経緯についてもご説明させていただいて、その中でいろいろご検討いただくという状況になってございます。いずれにしましても、私もそういった中で、できる限りの対応は図ってまいってきたということでございます。

八木部会長　　日和佐委員。

日和佐委員　　今日、ご提案のありました構造改革推進のための10の重点プランの中の2番目、安全・安心で良質な食料の供給システムで、生産情報を食卓へ提供するシステムを構築するとあります。これは、非常に期待するところなのですが、ここで食品については、農林水産省と厚生労働省両省が関わっているわけです。まさに食卓までということになれば、厚生労働省との連携は欠かせないと思っておりますので、その記述がないのがちょっと気になります。そうでないと、途中で切れてしまいますから、ぜひ連携を図って、まさに食卓まで情報が到達するようなシステムを構築していただきたい。

それと同じことなのですが、お米のところで、安全性に関して、残留農薬の検査を強化するというお話がありました。これも、厚生労働省でも各都道府県によって、モニタリングがされているはずですが、私が希望するのは、むしろそういう情報をきちんと一括して、ここに問い合わせればわかるような仕組みをつくってほしいということなのです。効率的に無駄をなくして、そうはいつても、地方自治体によって検査項目に格差がいろいろあるわけですから、不足なところは、それを補い、情報を集約する。

もう1つ、農薬に関していえば、今、生産現場で使われている実際の量がわからない状況です。出荷量しかわからないのです。現実にどれだけ使われているかということのデータが集約されていません。そういうトータルでの情報をきちんと統括するという機能をぜひもっていただきたいと思っております。

それから、これは本当につけ足しなのですが、BSEのところで風評被害の防止という言葉がありました。これはずっと経過をみておきますと、必ずしも消費者だけが悪いわけではありません。情報の出し方に非常に問題があったと私は思っております。それを単に風評被害という言い方で片づけられるのは非常に問題だと思っております。むしろ丁寧な情報を提供する、そちらの方に力点を置いていただきたいと思っております。

八木部会長　　生源寺委員。

生源寺委員　　時間もないようですので、1点だけ。今のお二方の発言に関連するかと思っておりますが、BSEの関係で第三者委員会をつくれ、どこに問題があるかということとを糾明するというところで、これはぜひ徹底的にやっていただきたいのです。

同時に今、日和佐さんがおっしゃったように、食の流れを全体としてつかむことが、これからの1つの施策のあり方、安全行政として非常に大事な点であるわけです。同時

に、第三者委員会をつくられたということが、ある意味で象徴しているわけですが、安全性を確保するための基準なりルールなりをつくる仕事と、それを実施する、執行する仕事と、その執行が適性に行われているかどうか。あるいは、問題があった場合に、最終的な判断、評価を下す仕事を、立法、行政、司法の三権分立ではありませんけれども、ある意味で、それとアナログな問題で、この権能をきちんと分けて対処することが、これからのシステムを考え直すときの、1つの非常に重要な視点になるのではないかと思います。具体的に今、どうなっているかということ、私自身、詳しく承知しているわけではございませんので、一般論という形にとどめさせていただきますけれども、その点をお願いしたいということです。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 新しい基本法のもとで、基本計画の具体化を図ることが当然求められるわけで、当審議会の基本はそこにあると思っております。これまでも、当然これに基づいて政策推進がそれぞれなされてきたと思っておりますけれども、新しい状況の発生もあるわけで、今幾つかご指摘いただいた内容の通りですが、関連して5点ほど、若干留意して政策推進を行ってほしいということをお願いいたします。

第1点は、口蹄疫、BSE等も、ともに輸入飼料を原因とみていいと思うのです。結局は、我が国の畜産のあり方や農業のあり方を、根底から問い直す事態に至っていると思います。江頭さんのお話にもありますが、多頭飼育や乳量の拡大など、徹底して生産性向上に進んできたということがあると思うのです。改めて地域の資源を活用した、耕畜連携した我が国の風土に合った畜産を作り上げていく必要があると思うのです。大変難しいことかもしれませんが、この点は、場合によれば、基本計画に附属した資料として、経営類型や経営指標等がありますが、そういう部分の見直しをも迫る事態ではないかと思いますので、この点の今後の検討が急がれると思います。

2点目は、このことと関連しまして、BSEについてさまざまなご批判が、マスコミ、ジャーナリズムであるわけです。しかし、その一方で、食生活のあり方や危険な食品とか、子供たちの食事の形態等につきましても、多くの問題が改めて指摘されてきているわけで、食生活指針や健康日本21等の基本法での方向は正しいと思うのです。改めて国民運動的な取り組みが求められると思います。

3点目は、担い手の高齢化等や米価にみられますように、大幅な価格低下もあると思うのですが、耕作放棄地が大量に発生しているという数字も出ているようであります。担い手の確保と多面的機能 多面的機能は、基本法で高らかにうたい上げた内容であるわけで、法律でうたい上げている。しかし、実態は、誰が多面的機能の発揮のために努力しているのだという話になりますと、我々も重大な課題を背負うわけでありましたが、よその国に多面的機能で連携しようといっていたって、自分の国が多面的機能についてどんな努力をしているのだということを問いかけて、いやいや不十分ですなどといっているわけがないわけでありまして、そういう面では、農地を農地として利用する政策の強化、この点が弱いと思いますので、それらと経営所得安定対策の早急な確立が課題だと思います。

4点目は、野菜の3品目で、今ご説明ありましたが、セーフガードが焦点になっております。結局は、対中国との間でどう関わるかということ、3品目どころの話ではな

くて、我が国の経済、社会、政治にとりまして、極めて重要な問題だと思えます。農業面では、どういう基本姿勢で臨むのかみたいなことについては、率直にいいまして、必ずしもしっかり確立されていないのではないかと考えております。国民経済全体のあり方と切り離せないわけでありまして、国境措置や中国の国内事情、農業の実情や国内需要、それから団体組織、民間で協議するなどといっているけれども、民間などという組織は、どんな形で存在するのかということも含めまして、非常に情報がないと思うのです。農水省は、そういう面で、体制強化も含めまして、対中国、隣国の中国とどういうつき合い方をするのか。農業の面での基本政策をどう確立するのかということについて、徹底した取り組みを行っていただきたいと思えます。

最後、5点目ですが、先ほど米についてご説明いただきましたが、米や麦について、新しい基本法と基本計画のもとで、ともかく両方とも市場で値段が決まるという仕組みに大転換しているわけで、それに伴いまして、その影響緩和のための経営安定対策という新しい方向へ歩み出しているわけです。

ところが、新しい方向へ踏み出した途端に、抜本的、総合的な見直しが必要だといっているわけでありまして、到底それに追いついていけないわけでありまして、年1回しか米も麦も作れないわけでありまして、新しい転換をしてから、種をまいて収穫したのが2回目でありまして、これから3回目に入りますといっているときに、抜本の見直しをという話ではないのではないかと考えております。ましてや抜本の見直しの背景が、常に財源問題となると、私は畜産の生産性向上を追求してきた結果の、重大な問題と同じ轍を踏まないのかという心配をするわけでありまして、そういう面では、基本法に立ち返って、余り奇をてらうのではなくて、落ちついた腰を据えた政策展開をやっていかなければいかんのではないかとしますので、よろしくお願いします。

八木部会長　どうぞ。

安土専門委員　2つあるのですが、1つは、「むらづくり維新」の推進。これは大変結構なことだと思うのですが、ここに「生活環境や情報通信基盤の整備が遅れている。これが人口の減少や高齢化の進行に拍車をかけている」と書かれていますが、これはちょっと違うのではないかと。これらが関係ないとは言いませんが、人口が減少した最大の理由は、職場、仕事が地方、農村になくなった、農業以外の仕事がなくなったということにあるわけです。人は仕事を求めて移動するわけで、決してきれいな水とおいしい空気を求めて移動しているのではないと思うのです。

したがって、「むらづくり維新」を本当にやろうとするなら、仕事が地方になければなりません。工業中心の時代は、工業と農業とは立地条件において隣接することが六大都市等を中心にできたわけですが、今、オフィスワークが中心になったために、一番都合のいい東京に一極集中が起こったのです。つまり、この「むらづくり維新」の問題は、農村から解決できる問題ではないのではないかと。日本列島に人口をどうばらまくかという、国家全体の、農業と関係のない他の政策との関わりで出てくるので、農業という一要素から日本全体のトータルシステムの問題を解決していこうということに非常に無理があるような気がします。その辺について、農水省としては、日本全体の国土の利用方法を変えていって欲しいというような要望を出してもいいのではないかと。どのように盛り込んだらいいのかわかりませんが、そういう視点が抜けているのではないかと気が

がします。

それから、BSEのことについて提案ですが、資料6-1に、感受性動物は牛と水牛になっています。どうしてここに人間が入ってこないのかが非常に不思議です。6に、同一ではないかと考えられているという言い方ですが、英国などでは現実に人間にうつっているのです。種の壁を越えたから問題なので、先月の月刊誌「文藝春秋」に、ご専門の方が発言しておられますが、そういう発言を聞いてみると、果たしてネズミや他の動物にも種の壁を越えないかどうかわからない。例えば肉骨粉を魚に与えるが、それを安全と言い切れるのかどうか。現実に、私どものところにも、消費者からそういう質問が出て、なぜ安全なのだ、そんなことが言い切れるのかと問いつめられています。私どもは肉骨粉を使っていませんと売り場に表示したことに対して、強烈な抗議が寄せられているという状況で、どうも農水省は安全宣言と出すということを余り急ぎ過ぎているように見える。それは、かえって問題をおかしくするのではないかという感じを受けるのですが、その辺について表現にご配慮いただけたらと思います。

八木部会長 増田委員、どうぞ。

増田委員 先ほど来、出ておりますBSEのことですが、私も山田委員と全く同感でございます。畜産については方向修正をした方がいいのではないかと、申し上げたいと考えております。

メディア情報を含めて、BSEというテーマは、風評被害といってしまうようなことと受けとめたいと考えておまして、このことは、非常に残念なことに、農政不信につながっているように思うので、多少大胆な畜産行政の方向修正を考えたいと個人的には思っております。

これからの畜産のことでいいますと、農業の多面的機能との関係があると思います。アニマルウエルフェアということをお我が国としてはきちりと位置づけることが出来ないでしょうか。

又、後継者の問題ですとか、新規参入という新しい農業の方向を考えますと、食農教育という言葉がこれから一番必要になってくると思います。BSEの問題では、厚生労働省との連携で、いろいろあったとは思いますが、文部科学省との関係も大切です。省庁は壁を取り払うということに苦心しなければどうにもならないと思います。私ども、取材で関わりましたも、食農教育という言葉をおほかの省庁で申し上げますと、「それは農林水産省ですね」といわれてしまって、取材が前に進まないことがよくございます。食農教育とか地産地消という言葉は農政の場では今キーワードになっていると思いますが、それについても、好ましい反応をいただけないということがあります。これは何としても連携して、次世代に、畜産も含めて農業を伝えていく。教育のシーンへ農業行政は足を踏み出して、ご一緒するようにしていただきたいというのが私の意見でございます。

八木部会長 坂本委員、どうぞ。

坂本専門委員 2点ほどお願いがあるので、意見を申し上げておきたいと思うのです。私どもは法人形態として農業を信じて取り組んでいるのですが、先ほど米政策の見直しということで、転作といいますか、水田再編を実施して30年。しかし、今の私ども地域農業は、人口はどんどん減っております。米価はどんどん低下しております。そし

て、耕作放棄地も非常に不安な状況にあります。

したがって、今、いろいろなご意見がありましたけれども、我々、プロ農業者として考えるなら、この辺で農地改革といいますか、農地問題を抜本的に見直さなければ、我々はどうにもならない。頑張ろうと思っても頑張れないという状況を肌で感じておりますので、所有権と利用権という、憲法29条の問題がございますけれども、その辺は知恵を出し合いまして、農地の所有権と利用権を、明確に分離し、新たな地域農地利用が合理的に、国民に理解できるような形で進める議論をぜひ始めていただきたい。それが1点です。

それから、農業構造改革が、今、叫ばれておりますけれども、農業者が大変多様化したわけです。戦後、1ヘクタールの画一的農業で画一的生産をすればよかったですけれども、お話にありましたように、いろいろな農家が出てきている現在、多様な農業者を組織するシステムというものをつくらない限り、適確な政策は打てないだろう。これら資料をみましても、一方では経営政策をやる。一方では、社会政策をやるとおっしゃっているわけです。これでは、国民が税金のむだ使いと怒られなければいいがと思って、不安なのです。これは、30年もやってきたことなので、私は、構造としてよく農業のセ・リーグ、パ・リーグ化というのですが、今の農業を1リーグでまとめようとするほど、国際社会で弱い立場になっているということも、我々議論していかねばいけないということ、この2点を意見として。

八木部会長　　まだまだご発言されたい方もいらっしゃると思いますけれども、予定の時間がまいりましたので、本日はこの辺でお許しいただきたいと思います。

最後に、会長、何かご発言ありますでしょうか。

今村会長　　委員の皆さんから、大変積極的かつ建設的な鋭いご意見をいただきました。私も聞いておりまして、もっともだなということで、これをまた事務局から答えていただけたところと、これから突っ込んで研究し、実践していただくべき課題をいっぱいお話しいただいたと思います。

今日、時間が来てしまいましたので、本来ならここから議論を始めるべきなのが審議会のあり方なのでしょうけれども、またいずれそういう機会をもちますし、また、委員の皆様方は、事務局にいろいろな形でコンタクトをとって、いろいろご質問、資料要求その他できますので、よろしく、そういう方法でやっていただきたいと思います。

今日は、お忙しい中お集まりいただき、大変ありがとうございました。事務局もそういう精神で対処していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

八木部会長　　それでは、これをもちまして、第1回企画部会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉会